

幼稚園教諭免許状又は保育士資格取得のための特例制度における実務経験算定対象施設一覧

令和2年4月1日現在

認可外保育施設(公立)

施設名称	地域	所在地	電話番号	設置者	証明書交付日
該当なし					

※児童福祉法第59条の2に基づき、市町村への設置届け出を義務付けられた施設のうち、市町村が定めた基準を満たし、証明を受けた保育施設が対象となります。届出のみを行っており、証明を受けていない保育施設は対象外です。

ただし、以下の施設は証明を受けていても、対象外となります。

- ・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり(入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し保育サービスを提供するもの)による保育施設
- ・当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部または一部の利用による保育施設
- ・利用定員が5人以下の保育施設